8/14 赤旗

医療機関や患者にツケ

トラブル続出「マイナ保険証」

トラブル続出の「マイナ保険証」をめぐり、厚生労働省が対応策を示した事務連絡を矢継ぎ早に出しています。中身を見ると、現行保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する方針ありきで、不完全なシステムをごり押ししてきたツケを医療機関や患者に払わせる内容となっています。

「マイナ保険証」で受診する際、保険資格が確認できない機械トラブルが後を絶ちません。厚労省はその場合、患者がスマートフォンを操作し、個人向けサイト「マイナポータル」の資格情報画面を見せるか、現行保険証を見せるよう求めています。操作が不慣れでマイナ保険証しか持参していない患者には、保険情報を申告させる「資格申立書」をわざわざ書かせることとしています。

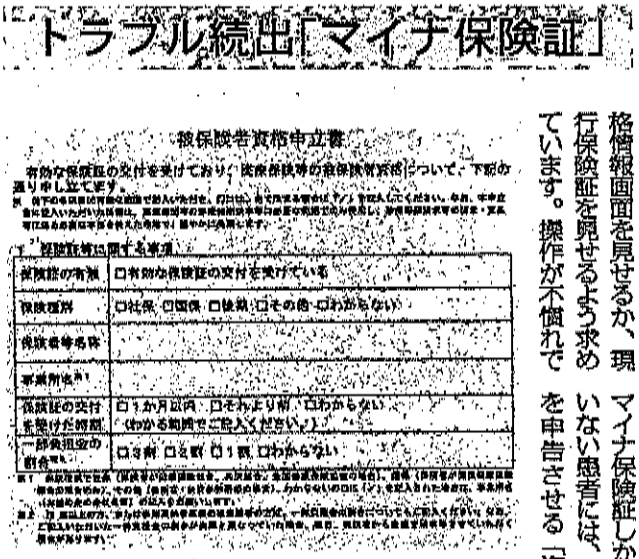

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

保険証の有無	□有効な保険証の交付を受けている
保険種別	□社保 □国保 □後期 □その他 □わからない
保険者等名称	
事業所名称※1	
保険証の交付を受けた時期	□1か月以内 □それより前 □わからない（わかる範囲でご記入ください。）
一部負担金の割合※2	□3割 □2割 □1割 □わからない

マイナ保険証の機械トラブルの際に書く「資格申立書」。他にカード券面事項の記入欄も

患者に聞き取り

厚労省が3日付で自治体などに出した事務連絡は、患者が申立書の記入欄にある患者負担割合を「わからない」と答えた場合、医療機関に患者から「可能な限り聞き取って判断」するよう求めており、余計な手間を増やそうとしています。

負担割合が間違っていても、レセプト（診療報酬明細書）内容をチェックする審査支払機関が医療機関に、レセプトを差し戻し（返戻＝へんれい）しないことを基本とするとしましたが、支払機関の事務負担が増すのは必至です。医療機関への診療報酬の支払いが遅れる恐れもあります。

患者が申立書に加入保険の種類を「わからない」と答えた際も、医療機関に特定する作業を要求しています。

自治体が行う子どもの医療費助成などは、有効な受給者証を見せれば保険資格が「不詳」でも患者負担を減免できると説明しています。ただ、厚労省担当者は、間違いがあれば、「レセプトが返戻される可能性もあります」と説明。「忙しい医療現場がいっそう疲弊するのは目に見えています。

「こうした対応策では到底、現場の混乱は解決しないし、不安も払拭されません」と語るのは全国保険医団体連合会（保団連）の上所聡子事務局次長です。

「70歳以上の高齢者は所得によって負担割合が異なるので、記憶違いで間違うこともありえます。加入保険者の名称を覚えていない人もいるでしょう。申立書を書かせること自体、患者さんとの信頼関係に影響しかねません」

さらに厚労省は、11月から申請受け付け・交付を始める予定の暗証番号なしのマイナカードをめぐる事務連絡を7日付で医療団体などに出しています。

「顔認証」が基本

暗証番号の管理負担やトラブルを懸念する介護施設などの声を受け“暗証番号なしを決めたもので、保険証の利用登録は可能です。ただ、暗証番号がないため、受診時の本人確認はカード読み取り機の顔認証を「基本とする」というのです。

現場では、本人なのに顔認証されないなどトラブルが続いているのが実態です。その場合、事務連絡では受付職員が資格確認システムを切り替え、患者を目視で確認する対応に「可能な限り御協力を」と求めています。企業に相応改善を要請したと言いますが、一体いつ完了するのか定かではありません。

「その場しのぎの対応で、現場は手間ばかりが増えています」と怒る上所さん。「現行の保険証は廃止せず存続すべきです。そのことがいっそうはっきりした対応策だと思います」と強調します。（松田大地）